



- 第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。
- 第2 図書館員は利用者を差別しない。
- 第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。
- 第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。
- 第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。
- 第6 図書館員は個人的、集团的に、不断の研修につとめる。
- 第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。
- 第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。
- 第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。
- 第10 図書館員は図書館間の理解と協力につとめる。
- 第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。
- 第12 図書館員は、読者の立場に立つて出版文化の発展に寄与するようつとめる。

私は、「学校図書館も図書館である」という気持ちで日々、図書館のカウンターに立っています。学校図書館には、「学校図書館法」という法律があります。学校の教育課程の展開に貢献し、子どもたちの健全な教養を育成することを目的として制定された法律です。子どもには